

# 令和8年度 羽生市立手子林小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

## 2 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめを生まない土壌をつくるために、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。加えて、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりも重要である。

学校は、全ての児童が安全かつ安心して学校生活を送るために、様々な教育活動を通して児童の個性や能力を伸長するとともに、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見及び早期対応に取り組んでいく。

### ◎いじめに対する基本認識

- ①いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周辺の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ②いじめは、どこの学校・学級でも起こりうるものであること。
- ③いじめに対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと。
- ④いじめ防止の取組は、家庭・地域社会・関係諸機関と一体となって取り組む必要があること。

## 3 いじめ未然防止のための取組 ～いじめを生まない土壌づくり～

いじめを防ぐためには、未然防止の取組が最も有効である。環境整備を含め、いじめの心をもたない児童を育成していくための手立てを講じていく。

### (1) 「わかる、できる授業」の実践（未然防止の根幹）

- ・基礎的、基本的な内容の確実な習得
- ・少人数指導を通して、わかる授業を展開（児童が達成感をもつ）
- ・意見を出し合い、発表する機会を設定（「主体的・対話的で深い学び」の実現）

### (2) 学習規律の徹底

- ・あいさつ、正しい姿勢、忘れ物ゼロ
- ・発表の仕方、意見の聞き方の徹底

### (3) 集団活動の充実

- ・児童が主体となった縦割り活動の実施
- ・代表委員会を中心とした児童会活動の実施及び委員会活動の充実

- ・児童の社会性や人間関係スキルの育成
  - ・望ましい人間関係づくり
- (4) 体験活動の充実
- ・羽生（手子林）のよさを生かした体験活動の設定
  - ・学校行事や日常の学校生活（登下校、班活動、清掃、給食などの当番活動等）において、いじめ防止の観点に立ったねらいをもつ取組
  - ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、児童の発達段階に応じた体験活動の実施
  - ・異学年交流、保幼小の連携、小中連携の積極的な推進
  - ・自他を認め合う人間関係づくりの充実
  - ・地域との交流を図り、地域を愛し、地域の一員としての自覚を高める啓発活動
- (5) 道徳教育、人権教育の充実
- ・全教育活動を通じた人権教育の推進
  - ・人権尊重の精神や人権感覚を育み、人を思いやる心の育成
  - ・生活目標と道徳教育を連動させた年間指導計画に則り、全校で同じ徳目を目標として行動
- (6) 教職員の資質向上
- ・教育相談主任を中心に、いじめ問題に関する研修会の実施
  - ・いじめに対する教職員の共通理解
- (7) 保護者や地域の方との連携
- ・学習参観や学級懇談、学校便り、ホームページ等による広報活動による、いじめ防止対策や対応についての基本方針の啓発活動及び連携の推進
  - ・家庭訪問や個人面談による児童の情報の共有化
- (8) いじめを許さない気運の醸成
- ・11月を「いじめ撲滅強調月間」と位置付け、「いじめを絶対に許さない」という意識を学校全体でもつ取組の実施
  - ・児童集会時、代表委員が中心となり「TKB宣言」を行い、思いやりの心を育成する。
  - ・クラスや学校全体で「いじめを考える授業」や「いじめを起こさないためには」等の話し合いを行い、児童一人一人がいじめに対してできることを考える取組の実施
- (9) インターネット等を通じて行われるいじめ防止のための教育の充実
- ・「ケイタイ・スマホの使い方」についての家庭におけるルール作りの推進
  - ・タブレット端末の使用ルールづくり及びネットアドバイザーによる「子供安全見守り講座」の実施

#### 4 早期発見のための取組 ～小さな変化、言動の変化への敏感な気づき～

早期発見のため、児童のわずかな変化に気づき、情報を収集して共有化し、速やかに対応することが大切である。そのため、普段からの意識的な観察や気配り、声掛けや各種調査の分析等を行っていく。

##### (1) 日々の観察

- ・朝の表情、あいさつの声や態度の様子
- ・授業中の様子、休み時間の交友関係や保健室等での様子
- ・児童理解のための日記や連絡帳の有効な活用

## (2) 職集の活用

- ・ 職集において気になる児童の情報共有を実施
- ・ 児童の観察の強化と積極的な声かけを実施

## (3) 個人面談等の実施

- ・ 個人面談（6月）表札訪問（7月）教育相談（11月）の実施
- ・ 教育相談機関との連携（適宜）

## (4) 保護者との連携

- ・ 連絡帳や日記等を活用し、児童の様子を把握
- ・ 連絡を密にとり、信頼関係を構築

## (5) 学校生活状況調査の実施

- ・ 「学校生活に関するアンケート」を各学期に1回実施
- ・ 調査結果を基にした教育相談の実施

## (6) 教育相談体制の充実

- ・ 教育相談主任を中心とした教育相談体制の充実
- ・ 市の相談機関との連携
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携
- ・ P T Aや見守り隊等との連携及び協働体制の構築

## 5 早期対応・早期解消のための取組 ～迅速かつ組織的な対応～

いじめの疑いがある状況が発見された場合、「いじめ防止対策委員会（後述）」を中心に、事実関係の把握から被害児童への支援、加害児童への指導まで、一連の対応を行う。

### (1) 事実関係の把握

- ・ 当事者双方及び周りの児童から聴き取りを行い、情報収集と記録、事実関係を確認
- ・ 関係教職員が情報を共有し、事案を正確に把握
- ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握

### (2) 指導方針の決定

- ・ 全教職員が共通理解し、指導のねらいを明確化
- ・ 教職員の役割を分担し、組織で対応
- ・ 羽生市教育委員会、関係機関との連絡調整を密に実施

### (3) 児童への指導、支援

- ・ 被害児童の保護及び不安や心配に対するケアを実施（専門家との連携）
- ・ 加害児童への心に寄り添う指導を行い、人権意識を形成
- ・ 傍観者の立場にある集団に対し、いじめをしている児童と同様の指導を実施

### (4) 保護者との連携

- ・ 被害、加害児童双方の保護者に事実関係を正確に伝達
- ・ 保護者への協力要請及び学校との指導連携について協議
- ・ 保護者との協議は、直接会っての話し合いを基本とし、必ず複数対応
- ・ 指導過程で判明した新たな情報は、保護者へ適宜提供

### (5) いじめ発生後の対応

- ・ 周りの児童を含めた教育相談（カウンセリング）を実施
- ・ 心の教育の充実を図り、教職員と児童たちの新たな信頼関係を構築
- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置

の実施（保護者との連携）

- ・いじめは、指導や謝罪を持って解決とせず、以下の要件が満たされて解決
  - ①被害児童に対する心理的・物理的ないじめが止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上続いている
  - ②被害児童が心身の苦痛を感じていない
- ※これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断

## 6 いじめ防止のための取組

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。基本方針に基づく取組を実施し、進捗状況の確認及び定期的な検証を行う。また、必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下の通りである。

### (1) 校内

- ・校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、当該学級担任、関係職員（人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学年主任等）

### (2) 校外※必要に応じ招集

- ・学校運営協議会委員、スクールソーシャルワーカー、教育研修センター職員、市教育委員会指導主事、民生・児童委員、関係諸機関の助言者等

## 7 重大事態への対処

重大事態とは、以下に掲げる事態にある場合をいう。

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時

(2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認める時

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、児童が連続して欠席している場合は、迅速に調査を行う。また、いじめについての詳細な調査を行わなければならない事案の全容は、わからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」という判断はしない。

◎いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童や保護者からあったときは、即座に羽生市教育委員会に報告し、調査等にあたり次の対処を行う。

- ①重大事案が発生した旨を羽生市教育委員会に速やかに報告
- ②羽生市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織の設置
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査の実施
- ④上記調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供

## 8 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、年間の取組を【PDCA】サイクルにより検証し、基本方針の見直しができるように、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関わる取組に関すること
- (2) いじめの再発防止を実施するための取組に関すること